認知症
安心ガイドブック

町ホームページ

伊奈町いきいき長寿課

認知症安心ガイドブックについて

認知症は、病気などの様々な原因によって、脳の細胞が壊れたり、働きが衰えることによって、記憶力や判断力に障害などが起こる脳の病気です。

この「認知症安心ガイドブック」には、認知症のことを知り、認知症に対する不安を減らすことができるよう、進行に合わせて受けられる伊奈町の様々な介護サービスやその他の支援などの情報がまとめてあります。

もし、自分が認知症になったら、
どこでどのような生活がしたいですか？

もし、大切な家族が認知症になったら、
どこでどのような生活をしてもらいたいと思いますか？

認知症になっても住み慣れた地域で笑顔で暮らせるよう、このガイドブックを活用し考えてみてはいかがでしょうか。

目　次

認知症について理解しよう

◇「認知症」ってなんだろう　・・・・・・・　１・２ページ

◇認知症の症状・・・・・・・・・・・・・・　２ページ

◇認知症かな？と思ったら・・・・・・・・・　３ページ

◇認知症の人への接し方・・・・・・・・・・　４ページ

どんなサービスが利用できるの

◇認知症の進行に応じたサービス・・・・・・　５・６ページ

どこに相談すればいいの

◇認知症の相談窓口・・・・・・・・・・・・　７・８ページ

利用できる事業やサービス

◇町の事業等・・・・・・・・・・・・・・・・　９～１８ページ

認知症は早めの気づきが大切です

◇チェックしてみましょう・・・・・・・・・　１９ページ

◇もし、認知症の方が行方不明になってしまったら　２０ページ

「認知症」ってなんだろう

認知症とは…

脳は、私たちの活動をコントロールしている指令塔です。脳がうまく働かないと、精神や身体の活動もスムーズに運ばなくなります。

認知症は、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態が、おおよそ６ヶ月以上継続しているものをいいます。

認知症を引き起こす原因（４大認知症）

アルツハイマー型認知症

一番多い認知症で、脳内で異常なたんぱく質が作られ、脳細胞に溜まり、脳が徐々に萎縮して、知能、身体全体の機能が衰えていく病気です。

もの忘れから始まり、少しずつ時間、場所、人などの見当がつかなくなります。うつや妄想、徘徊など様々な症状が現れます。

レビー小体型認知症

レビー小体という特殊なたんぱく質が、脳の神経細胞の中に溜まることによって起こる病気です。

もの忘れとともに、幻視（実際にないものが見える）やパーキンソン病の症状に似た運動機能の症状が現れることがあります。日によって症状の変動が大きいのが特徴です。

前頭側頭型認知症

指令塔役の脳の前頭葉や側頭葉前方で、神経細胞が減少し脳が萎縮することにより発症します。

認知機能の障害よりも我慢や思いやりなどの社会性を失い、暴力的になるなど行動面の問題が目立つようになります。

脳血管性認知症

脳出血、脳梗塞などによって脳の血液循環が悪くなり、病気が起きた部分の脳細胞の働きが失われることで発症します。

手足の麻痺、歩行障害、言語障害、感情のコントロールが出来なくなるなど認知症以外の神経の障害を伴うことがよくあります。

加齢と認知症によるもの忘れの違い

加齢によるもの忘れ

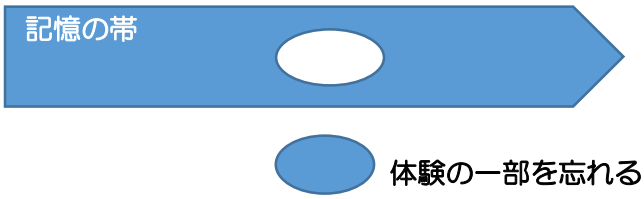

体験の一部を忘れる

- 体験やできごとの一部を忘れるが、体験のほかの記憶から忘れた部分を思い出すことができる。
- もの忘れをしている自覚がある。
- 人物や時間、場所までわからなくなることはない。

日常生活に大きな支障はない

認知症によるもの忘れ

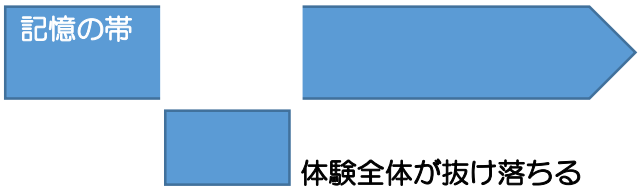

体験全体が抜け落ちる

- 体験やできごとのすべてを忘れてしまうため、ヒントがあっても思い出すことができない。
- もの忘れをしている自覚がない。
- 人物や時間、場所までわからなくなることがある。

日常生活に支障が出る

認知症の症状

認知症の症状は、大きく分けて２つあります。

中核症状　（認知機能障害）

脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状

治りにくい

記憶障害
新しいことを覚えられない
前のことが思い出せない

見当識障害
場所や時間、季節や
曜日がわからない

理解・判断力の障害
二つ以上のことが重なると
うまく処理できない

実行機能障害
段取りができない
計画を立てられない

行動・心理症状（BPSD）

中核症状がもとになり、本人の性格や環境、
暮らし方など、さまざまな要因で起こる症状

治る可能性がある

徘徊
あちこち歩きまわる

不安・焦燥
強い不安、イライラ

妄想
現実にないことを
信じて疑わない

幻覚
現実にないものが見える(幻視)、
聞こえる(幻聴)

抑うつ
気持ちが落ち込む、やる気がでない

認知症かな？と思ったら…

認知症は、めずらしい病気ではなく誰にでも起こりうる**脳の病気**です。
「認知症は治らない病気だから、病院に行っても意味がない。」という方もいますが、
これは間違った考えです。
　認知症といっても様々な原因から起こりますので、「最近忘れることが多くなった」「人柄がかわった」「何かおかしい？」と思ったら、できるだけ早く「かかりつけ医」や「相談機関」に相談し、かかりつけ医や専門家のアドバイスを受けることが大切です。

認知症の**早期発見、早期診断、早期治療**は、他の病気と同じようにとても重要です。

早期発見・早期対応のメリット

治療可能な認知症や、一時的な状態の場合があります。

→ 認知症を引き起こす病気は、原因を突き止め早めに治療すれば改善可能なものがあります。（正常圧水頭症、慢性硬膜血腫、甲状腺機能低下症、脳腫瘍など）

早期に治療を開始することで、進行を遅らせたり、症状を緩和できる可能性があります。

→ アルツハイマー型認知症は薬で進行を遅らせることができ、早い段階から使い始めることが効果的だと言われています。

症状が軽いうちに、これからの生活について考えることができます。

→ 早期に診断を受け、症状が軽いうちに本人や家族が認知症への理解を深め、今後の生活に備えることができます。介護保険サービスを利用するなど環境を整えていければ、生活上の支障を減らすことができます。

認知症の人への接し方

「認知症の人は何もわからない」は間違いです。周囲の人が認知症の人を理解し、**その人ができない部分を補う**「杖」となれば、自分でやれることも増え、穏やかに暮らしていくことができます。

認知症の人への対応の心得　３つの《ない》

1.驚かせない

2.急がせない

3.自尊心を傷つけない

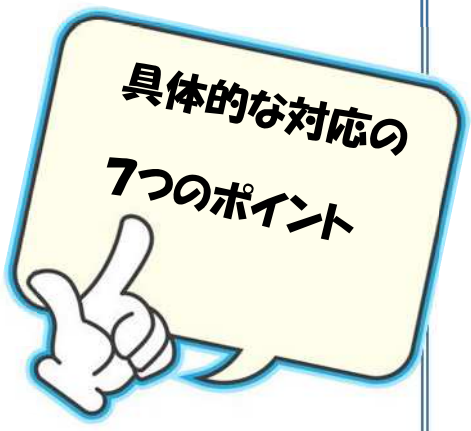

①まずは見守る

②余裕をもって対応する

③声をかけるときは１人で

④後ろから声をかけない

⑤相手に目線を合わせてやさしい口調で

⑥おだやかに、はっきりした滑舌で

⑦相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

（認知症の人への対応　ガイドライン）

認知症があってもなくても
人と人のつきあい方は基本的に変わりません！

認知症の進行に応じたサービス

症状の現れ方には

		認知症の進行（右にいくほど		
本人の様子（見られる症状や行動の例）		**認知症の疑い**	**認知症を有するが日常生活は自立**	**誰かの見守日常生**
		◇物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	◇買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	◇服薬管理がで ◇電話の応対やなどが１人では
ご家族の心構え		◇認知症を予防するため規則正しい生活を送りましょう ◇認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう ◇今後の生活設計について考えてみましょう	**医療や介護について知識を深めましょう** 認知症を引き起こす病気により、今後の経過や介護原因にもなります。周囲が適切に対応することによ **本人の気持ちを尊重し、失敗を少なくする** 今まで出来たことが、少しずつ出来なくなります。ので、本人の気持ちを尊重しながら、さりげないフ	
主なサービスの例	相談	**地域包括支援センター　→P7**		
	医療機関		**認知症疾患医療センター** **かかりつけ医、**	
	介護予防 悪化予防	**運動、頭の体操などによる予防を行う　→P9** （いきいき脳力教室、いきいきロコモコール講習会） **趣味や特技を生かした活動　→P15・16** （長寿クラブ、ふれあいいきいきサロン、サークル団体、ボランティア、シルバー人材センター）		
	安否確認 見守り	**配食サービス　→P9、　認知症サポーター　→P18** **地域での見守り活動**		
	生活支援	**民間の** **日常生活用具の給付・**		
	在宅介護	**訪問介護、　通所介護、** **定期巡回・随時対応型訪問介**		
	権利を守る	**あんしんサポートねっと　→P14**		
	家族支援	**認知症の人と家族の会　→P8** **オレンジカフェ、 介護者学習交流会 、 認知症介護家族の集い 、**		
	住まい		**サービス付高齢者向け住宅、　ケアハウス、** **有料老人ホーム（見守りサービスなどがある住宅）　→P14**	

個人差があり、必ずしもこのとおりの経過をたどるわけではありません。今後を見通す参考にして下さい。

発症から時間が経過し、進行している状態）

りがあれば 活は自立	日常生活に 手助け・介護が必要	常に介護が必要
きない 訪問者の対応 難しい	◇着替えや食事、トイレ等が うまくできない ◇場所・日時がわからなくな る	◇ほぼ寝たきりで意思の疎通 が難しい ◇飲み込みが悪くなり、食事 に介助が必要

の方法が異なります。間違った対応は、本人の症状を悪化させる
り穏やかな経過をたどることも可能です。

よう手助けしましょう
失敗体験は本人の自信を喪失させ、症状を悪化させることもある
ォローをしましょう。

ケアマネジャー　→P12

→P7・8
かかりつけ歯科医、 かかりつけ薬局

訪問診療、訪問看護

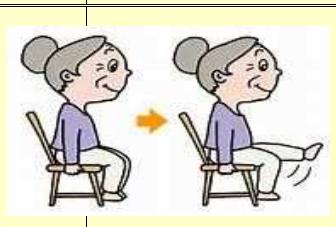

いな見守りONETEAM事業　、お年寄り世帯見守りたい　→P10

家事援助サービス

貸与、福祉機器の貸出　→P10

訪問看護、 訪問入浴介護、 短期入所生活介護、
護看護、 小規模多機能型居宅介護　→P12・13

成年後見制度、 消費生活相談　→P14・15

、 ねたきり老人等手当・介護者手当等、 紙オムツの支給　→P11

住宅改修、 福祉用具貸与・購入　→P13

介護老人福祉施設、 介護老人保健施設　→P13

認知症対応型共同生活介護　→P13

認知症の相談窓口

地域包括支援センター

（町ホームページ）

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が連携をとりながら、高齢者を総合的に支援するための拠点です。

また、支援センターには医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う『認知症地域支援推進員』や、認知症の人やその家族を速やかに適切な医療・介護等の支援につなげる『認知症初期集中支援チーム』を設置しています。高齢者本人やご家族だけでなく、近所に住んでいる人からも、相談や情報を受け付けています。お気軽にご相談ください。

伊奈町地域包括支援センター

【場　　所】中央 1-93（伊奈町ふれあい福祉センター内）
【電　　話】720−5656
【担当圏域】中部・北部地域
【LINE 相談】可能

伊奈町南部地域包括支援センター

【場　　所】栄 4-261-2
【電　　話】795-4900
【担当圏域】南部地域
【LINE 相談】可能

町内医療機関（内科）

石くぼ医院	学園２−１８７	８７２−６１２１
伊奈病院	小室５０１４−１	７２１−３６９２
伊奈中央病院	寿４−４３	７２１−３０２２
今成医院	小室２４６９−２	７２３−８２８０
内田クリニック	内宿台５−４	７２８−９２９６
おおつ消化器・呼吸器内科クリニック	小室３１８８−６	７４８−５５２２
尾崎内科クリニック	本町１−２８９−１	７２０−１７０１
金崎内科医院	内宿台３−４０	７２８−８５５０
木村クリニック	小室１００５１−１	７２３−８８８４
のぞみリハビリテーション病院	小室３１７０	７２３−０８５５
みなみのメディカルクリニック	栄５−２５５	７２０−００３３
みやうち内科・消化器内科クリニック	寿２−１４４−４	７８３−３７５１
世沢整形外科	小室２２１６−１	７２３−９１９１

※上記のほか、ご自身のかかりつけ医にご相談ください。

埼玉県内　認知症疾患医療センター

専門医療相談（電話・面談）や専門家による鑑別診断とそれに基づく初期対応及び合併症や周辺症状（幻覚・妄想・徘徊など）への対応等を行う、認知症の専門医療機関です。事前に予約が必要です。

埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田８４９	048−501−7191
久喜すずのき病院	久喜市北青柳 1366-1	0480−23−3300
武里病院	春日部市下大増新田 9-3	048−738−8831
西熊谷病院	熊谷市石原 572	048−599−0930
つむぎ診療所	秩父市寺尾 1404	0494−22−9366
丸木記念福祉メディカルセンター	毛呂山町毛呂本郷 38 番地	049−276−1486
戸田病院	戸田市新曽南３丁目 4-25	048−433−0090
菅野病院	和光市本町 28 番３号	048−464−6655
狭山尚寿会病院	狭山市大字水野 600 番地	04−2957−1141
埼玉精神神経センター	さいたま市中央区本町東 6-11-1	048−857−6811

（令和６年６月１日現在）

民間の相談窓口

認知症の人と家族の会
(埼玉県支部)

【電話】 048−814−1210
（月水金土　10 時～16 時）

【FAX】 048−814−1211（随時）

認知症の電話相談
（認知症の人と家族の会本部）

【電話】0120−294−456
（月～金 10時～15 時 通話無料）

携帯からかける場合は
050−5358−6578（同上、通話有料）

若年性認知症コールセンター
（認知症介護研究・研修大府センター）

【電話】0800−100−2707
（月～土　10 時～15 時）

若年性認知症サポートセンター

【電話】048−814−1212
（月～金　９時～16 時）

町の事業等

介護予防

６５才以上のすべての方を対象とした事業です。
広報いな等で受講募集をしています。

いきいき脳力教室

脳の活性化を促す簡単な「読み書き」「計算」の繰り返しと、参加者同士のコミュニケーションで認知症予防を行います。
約４ヶ月、週に１回 30 分の教室です。

相談･申込
いきいき長寿課 介護認定給付係

いきいきロコモコール講習会

初回に運動機能テストを行います。さらに、下肢筋力を鍛え、転倒予防や引きこもりを防ぐ、自宅で簡単にできる「ロコモ体操」をお教えします。その後、電話による現況確認と、３ヵ月後に再度運動機能テストを行い、効果を確認します。

相談･申込
いきいき長寿課 介護認定給付係

ロコラジさろん

ＤＶＤを見ながら理学療法士等の指導をもとに、「ロコモ体操とラジオ体操」を実施します。

相談･申込
いきいき長寿課 介護認定給付係

行政サービス

緊急通報システム

自宅の電話機に装置を取り付け、緊急時にボタンを押すと、緊急通報センターにつながり、速やかな救急活動等が行われます。利用には自己負担がかります。電話回線の種類等により利用料が異なります。

相談･申込
いきいき長寿課 いきいき長寿係

配食サービス

要介護認定を受けた方、または７５歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の方のうち、調理等が困難で、家族等から食事の提供が受けられないが方が対象となります。自己負担が有りますが、町から１食あたり 390 円の補助があります。お弁当の種類により、自己負担額が異なります。

相談･申込
いきいき長寿課 介護保険管理係

いな見守り ONE TEAM 事業

①いきいき長寿課公式 LINE（高齢者等見守りネットワーク事業）

無料通信アプリ LINE を活用し、外出時見守り対象者が行方不明となった場合に、捜索・情報提供を友達登録している方へ通知し、早期発見につなげる情報手段を運用しています。

②どこシル伝言板（高齢者等見守りシール交付事業）

洋服や持ち物に貼ることができる QR コードを印字したシールを配布しています。QR コードを読み取ると、発見者と行方不明者の家族がインターネット上の伝言板を通じて連絡がとれるようになるシステムを提供しています。

③GPS 機器購入補助（高齢者等 GPS 機器導入補助金交付事業）

外出時見守り対象者がＧＰＳ機器を持ち歩くことにより、行方不明者になった場合でも、その介護者やご家族が位置情報を確認することができます。ＧＰＳ位置情報システムを導入する際の初期導入経費やその手数料に対し、7，000 円（1 人 1 回限り）を上限として補助金を交付します。

④伊奈町見守りオレンジネットワーク

町内地域で業務を行う民間事業者や団体と町が協定を結び、業務中に気づく「異変」を町にご連絡いただき、早急な対応に繋げるものです。業種も新聞業者・ライフライン・医療機関・配送配達業者など多岐にわたる事業者と協定を締結しています。

問合せ　いきいき長寿課　いきいき長寿係

お年寄り世帯見守りたい員

子どもから大人まで、地域で支え合い・助け合う町づくりを進めています。見守りたい員は、町内に在住する中学生以上の方で、ボランティアとしてお年寄りの見守り活動に協力していただける方ならどなたでも登録可能です。

問合せ　いきいき長寿課　いきいき長寿係

日常生活用具の給付･貸与

概ね 65 歳以上のねたきり高齢者、高齢者世帯へ日常生活の便宜を図るため、生活用具の給付(火災警報器や自動消火器、電磁調理器)又は貸与(加入電話)をします。ただし、所得により費用負担があります。

相談･申込　いきいき長寿課 いきいき長寿係

福祉機器の貸出

寄付等により確保した福祉機器(車いす)を無料で貸出します。

相談･申込　伊奈町社会福祉協議会
７２２-９９９０

家族への支援

ねたきり老人等手当・介護者手当

65 歳以上のねたきり状態または重度の認知症状態が６ヶ月以上継続している方やその方を主に介護している方が対象です。

相談･申込　いきいき長寿課 いきいき長寿係

伊奈町認知症介護家族の集い
（伊奈町認知症介護家族の会ぼちぼちいこか）

認知症の方を介護している方同士、日頃の介護や思いを語り合い、情報交換できる場です。

開催日時　毎月第３火曜日
１０時～１２時

相談･申込
伊奈町地域包括支援センター
７２０-５６５６
伊奈町南部地域包括支援センター
７９５-４９００

介護者学習交流会

介護の知識や方法を学び、在宅介護の理解や介護者同士の相互交流を深める場です。悩みや情報交換などをじ、心身のリフレッシュを図ります。

相談･申込
伊奈町地域包括支援センター
７２０-５６５６
伊奈町南部地域包括支援センター
７９５-４９００

紙オムツの支給

町内に居住する、在宅で常時紙オムツを使用する要介護認定を受けた方および重度身体障がい児者が対象です。ただし、入院や入所している方は対象外です。利用者の希望に沿った紙オムツを無料で宅配業者がお届けします。

相談･申込　伊奈町社会福祉協議会
７２２-９９９０

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の方や家族、地域住民など誰でも参加でき、認知症の相談や介護に関する情報交換ができます。また、体操や脳に良いと言われる活動などを取り入れています。

相談･申込　（※活動状況は各団体へお問い合わせください）

【オレンジカフェい～な】
伊奈町認知症介護家族の会 ぼちぼちいこか
活動場所：伊奈町総合センター
中央５丁目１７９番地
年４回　４月・７月・１０月・１月の
土日いずれか
（問合せ）
伊奈町地域包括支援センター
７２０-５６５６
伊奈町南部地域包括支援センター
７９５-４９００

【こむろカフェ】
グループホームこむろん家
小室１０１４５-１
奇数月第３木曜日 １０時～１２時
（問合せ）７２０-５５００

【和が家のオレンジカフェ】
和が家の古民家デイ「いぶき」
小室９５０３
毎月第４日曜日 １５時半～１７時
（問合せ）７４８-５２５５

介護保険サービス

相談窓口　いきいき長寿課　介護認定給付係

介護保険サービスを利用するには、まず、要介護認定の申請をしましょう。申請は、町の窓口で本人のほか家族でもできます。また、申請を地域包括支援センターに依頼することもできます。

主な介護保険サービスは以下のとおりです。

ケアマネジャー
（介護支援専門員）

要支援･要介護と認定された人が、適切な介護サービスを利用できるように支援する専門家です。
利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

居宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問型サービス

ホームヘルパー等に自宅を訪問してもらい、身体介護(食事、入浴等のお世話)や生活援助(居室の掃除、食事の準備等)を受けます。

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴等の医療的管理をしてもらいます。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事･入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

通所介護・通所型サービス（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事･入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院･診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

生活環境を整えるサービス

住宅改修

生活環境を整えるため、手すりの取り付けや段差や傾斜の解消など、小規模な住宅改修に対して、２０万円を上限に費用を支給します。

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるために、車いすや歩行器、特殊寝台等の用具が貸与できます。

特定福祉用具購入

入浴や排せつ関連の用具（特定福祉用具）などを購入することができます。年間１０万円を上限に購入費を支給します。

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が９人以下の少人数で入居し、入居者同士の交流など家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、入浴や食事などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、一日複数回の定期巡回訪問や利用者からの要請に対して随時の訪問をします。

小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事･入浴などの介護や支援が受けられます。

施設サービスの種類

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上または精神上著しい障害があるために、常に介護が必要で在宅介護が困難と認められた人に、日常生活介護、リハビリテーションなどの機能訓練、健康管理、レクリエーションを行なう施設です。

介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者が、入院治療の必要はないが介護や医療を必要とする人を対象に、家庭復帰に向け介護、医療ケア、リハビリテーションを行う施設です。

介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

その他サービス

サービス付高齢者向け住宅

原則２５㎡以上の床面積をもつバリアフリー対応の賃貸住宅で、常駐の介護スタッフによる安否確認や生活相談などのサービスが受けられます。
介護が必要となった場合は、外部の介護保険サービスを利用することが出来ます。

有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した住まいに、食事の提供、介護の提供、洗濯･掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスが付いた住まいです。ご夫婦で入居することも出来ます。
要介護になってから入居するホーム以外に、元気なうちから入居できるホームがあります。

ケアハウス

６０歳以上の方で、身体機能の低下が認められるなど自宅での生活が困難な高齢者に対して、生活相談や食事など日常生活のサポートが受けられる施設です。比較的低額な料金で入居できる、軽費老人ホームの一種です。

あんしんサポートねっと

判断能力の不十分な高齢者などが安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

相談･申込
伊奈町社会福祉協議会　７２２-９９９０

消費生活相談

商品やサービスなど消費生活に関する苦情や問合せ、消費者契約トラブル等の相談に専門の相談員が応じます。

日時　月～木　１０時～１２時　１３時～１５時

場所　役場　２階　第８会議室

相談・申込　　元気まちづくり課　商工労政係

その他の相談窓口

埼玉県消費生活支援センター
【電話】 ０４８-２６１-０９９９（月～金　９時～１６時）

消費者ホットライン
【電話】１８８（いやや！）

成年後見制度

家庭裁判所が、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守る援助者（後見人など）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。制度を利用するためには、本人または４親等以内の親族による家庭裁判所への申し立てが必要です。本人に判断能力が十分あるうちに後見人となる人と契約しておく、「任意後見制度」もあります。いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることができません。申立人の都合だけでは取下げできませんので、申立ての際には十分ご注意ください。

問合せ
伊奈町成年後見支援センター（伊奈町社会福祉協議会内）
【電話】７２２-９９９０

さいたま家庭裁判所
【電話】０４８-８６３-８８１６

相談窓口
埼玉県社会福祉協議会
【電話】０４８-８２２-１２０４
（第４水曜日　１３時～１４時３０分）

高齢者の活動の場

長寿クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにしようと、各地域で活動しています。各クラブが主体となり社会奉仕、スポーツなどが行なわれています。対象は60 歳以上の方です。

相談･申込
長寿クラブ連合会事務局
（伊奈町社会福祉協議会内）
７２２-９９９０

ふれあいいきいきサロン

地域住民が主体となって、地域の身近なところに「楽しく」「気軽に」「無理なく」参加できる憩いの場です。地域の方々が出会い、交流をして楽しい時間を過ごしながら、仲間づくりや生きがいを感じられるようなサロン活動をしています。サロンの趣旨や内容は、地域によってさまざまです。

問合せ
伊奈町社会福祉協議会
７２２-９９９０

シルバー人材センター

高齢者にふさわしい仕事を企業や家庭などから引き受け、登録されている会員に提供しています。仕事はセンターから連絡し、会員が働いた仕事量に応じて報酬が支払われます。就業の保証はありませんが、各人の希望と能力に応じた働き方が出来ます。入会申込書及び若干の会費をセンターに提出・納めていただき、会員登録が出来ます。

相談･申込
伊奈町シルバー人材センター
７２０-５９１１

ボランティアセンター

ボランティアをしたい人とボランティアを求める人の調整やボランティアに関する相談、助言、情報提供などを行っています。ボランティアは、資格や技術は必要ありません。自分の興味や関心で自分の時間や生活に含ませて行う行動です。

相談･申込
伊奈町ボランティアセンター
（伊奈町社会福祉協議会内）
７２２-９９９０

サークル団体

町内には、社会活動、文化活動、スポーツ活動等、さまざまな活動を実施しているサークルがあります。仲間同士の交流は、認知症の予防になったり進行を遅らせたりします。

生涯学習サークルガイド（２９団体）
伊奈町公民館自主サークル（３８団体）
令和６年３月現在

問合せ
教育委員会　生涯学習課　生涯学習係
伊奈町公民館　７２２-９１１２

居場所および集いの場

町内には、子供からお年寄りまで誰でも気軽に立ち寄って集える居場所があります。集う理由はさまざまで、おしゃべりがしたい、悩みを相談したい、手芸・囲碁などを楽しみたいなど。ボランティアが運営しています。

問合せ
いきいき長寿課　いきいき長寿係

若年性認知症の方が利用できるサービス

介護保険

６５歳未満で認知症と診断された方は、介護認定を受け、介護保険サービスを利用する事ができます。かかりつけ医にも相談ください。

問合せ

いきいき長寿課 介護認定給付係

障害者手帳・自立支援医療

身体的に問題がなく、アルツハイマー型認知症の診断を受けた場合や脳血管性認知症などで認知症と診断され、精神症状があり日常生活に支障をきたす場合は、障害の程度の認定を受け、障がい者に対するサービスを利用することができます。

問合せ 社会福祉課　障害者福祉係

若年性認知症サポートセンターにご相談ください　（P８参照）

埼玉県の相談窓口として、若年性認知症支援コーディネーターが、ご本人やご家族からのご相談に応じています。利用できる制度（社会保障・医療・サービス受給・就労支援等）などについてもご相談いただけますので、埼玉県ホームページもご参照ください。

【こんなときにはご相談を！】

（本人・家族）

- 休職中だが今後どうしたらよいか
- 受診をさせたいが本人が拒否している
- まだ働きたい
- 会社を退職し収入がなくなった
- 家でなにもすることがない
- デイサービスに行きたがらない、断られた

（職場・企業）

- 忘れることが多く、仕事上ミスが増えている
- 物忘れ外来の受診を勧めているが、本人が拒否している
- 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいかわからない
- 医療、福祉関係者
- 若年性認知症の方の支援の方法がわからない、経験がない
- 地域で利用できるサービス（社会資源）の情報が見つからない

認知症サポーター養成講座

相談窓口　いきいき長寿課　いきいき長寿係

認知症について正しく理解していただき、多くの方に認知症の人と家族を支えていただくために、認知症サポーターを養成しています。認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症の人やその家族を温かく見守る「身近な応援者」です。認知症の基礎知識や認知症の人と接する際の心構えなどの講義を行います。講座を受講し、サポーターになった方には、サポーター証をお渡ししています。

◎　開催予定月：６月・８月・１０月・翌１月

認知症サポーターステップアップ講座

ステップアップ講座は、認知症サポーター養成講座を修了した方向けの講座になります。認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる、認知症に関する知識、身近に交流し必要に応じて手助けするための対応スキル等を修得することを目指します。

◎　開催予定月：２月ごろ

認知症初期集中支援チーム

認知症専門医及び地域包括支援センターの職員で構成されるチーム員は、家族や周囲の人からの相談を受け、認知症やその疑いがある方を支援する専門のチームです。専門家が認知症やその疑いがある方のご家庭を訪問し、生活のご様子を伺いながら、医療機関の受診や介護サービスの利用に向けた支援を行います。また、認知症の状態に応じた助言等も行います。

チェックしてみましょう

「あれ、おかしいな？」と思ったら、まず、次の質問でチェックしてみましょう。
いくつか思い当たることがあれば、相談機関や医療機関などに相談してみてください。
日常の小さなサインを見逃さず、また見つけたときは早めに対処をすることが、とっても大切です。（この認知症チェック項目は、**あくまでも目安であり、認知症の診断をするものではありません**）

（出典／公益社団法人認知症の人と家族の会作成）

もの忘れがひどい	
☐	今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
☐	同じことを何度も言う・問う・する
☐	しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
☐	財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う
判断・理解力が衰える	
☐	料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
☐	新しいことが覚えられない
☐	話のつじつまが合わない
☐	テレビ番組の内容が理解できなくなった
時間・場所がわからない	
☐	約束の日時や場所を間違えるようになった
☐	慣れた道でも迷うことがある
人柄が変わる	
☐	些細なことで怒りっぽくなった
☐	周りへの気づかいがなくなり頑固になった
☐	自分の失敗を人のせいにする
☐	「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた
不安感が強い	
☐	ひとりになると怖がったり寂しがったりする
☐	外出時、持ち物を何度も確かめる
☐	「頭が変になった」と本人が訴える
意欲がなくなる	
☐	下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
☐	趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
☐	ふさぎ込んで何をするのも億劫がり嫌がる

もし、認知症の方が行方不明になってしまったら…

万が一のときは、早期発見が重要です

認知症の方は、外に出たまま家に戻れず、命の危機につながってしまうことがあります。

見当たらないと気づいたら速やかに保護するために、**家族が心当たりを探す前に、速やかに警察へ連絡しご相談ください**。その後、いきいき長寿課や地域包括支援センター、ケアマネジャー等に情報提供ください。

徘徊となってしまった認知症の方を探すには、広範囲となるため、多くの目が必要となります。日頃から、ご近所の方や本人が利用する施設や店などにも、本人の特徴や緊急連絡先の情報を提供しておきましょう。

【相談窓口】上尾警察署　生活安全課　773-0110（内線 263）
いきいき長寿課　721-2111（内線 2126）
伊奈町地域包括支援センター　720-5656
伊奈町南部地域包括支援センター　795-4900

緊急情報メールの配信サービスに登録しましょう

「こちらは防災いなまちです」でおなじみの防災行政無線で放送された、行方不明者のお知らせを携帯電話等にメール配信するサービスがあります。

いち早く見つけられるために、是非、登録し、高齢者の徘徊見守りにご協力ください。

【配信する時間帯】
原則、伊奈町役場が開庁している時間帯
（土、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前８時３０分から午後５時１５分）

【利用料金】
登録料や情報提供料は無料
※登録や変更、解除およびメール受信にかかる通信料は利用者の負担となります。

【登録方法】
①登録用アドレス（ina.anzen@mpme.jp）に空メールを送信する。
※ＱＲコード対応の場合は、右記から空メールを送信できます。
※受信拒否設定をしている場合は、「@mpme.jp」と「@town.saitama-ina.lg.jp」を登録して受信許可してください。
②登録用返信メールが届いたら、記載されている登録用ＵＲＬにアクセスする。
※利用規約を確認・同意のうえ、２４時間以内にアクセスしてください。
③登録画面が表示されたら、必要事項を入力し「登録」ボタンを押す。
④「登録が完了しました」の画面が表示され、「登録完了のお知らせ」が届いたら、登録完了です。

なお、この緊急情報メールには、徘徊(行方不明者）情報以外の情報も配信されますので、ご了承ください。

【登録などの操作等に関する問合せ先】
危機管理課　721-2111（内線 2282）

認知症
安心ガイドブック

発　行
担当　伊奈町 いきいき長寿課
電話　048-721-2111(代表)

【令和７年度改正】